

## 産業廃棄物税について(答申)

平成 30 年 11 月 16 日

奈良県税制調査会

奈良県産業廃棄物税は、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、平成 16 年4月に法定外目的税として導入された。その後、条例施行後5年ごとに施行状況や社会経済情勢の推移等を勘案した見直しの検討が行われており、現在、同条例においては、「平成 30 年度を目途として、(略)必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ものとされている。

今般、本規定を踏まえ、平成 31 年度以降の本税制度のあり方について、奈良県より当調査会に意見を求められたため、所要の検討を行い、県に対し答申を行うものである。

### <産業廃棄物税の評価について>

産業廃棄物に対する課税は二つの視点から評価することができる。一つは、環境税<sup>1</sup>のように、産業廃棄物の排出抑制効果への期待である。もう一つは、税収を用いた産業廃棄物の排出抑制への取り組みや再生利用の推進効果である。

奈良県の産業廃棄物税は、循環型社会の形成を目指し、産業廃棄物の排出抑制、再生利用、減量等の施策の一層の推進を図ることを目的として導入されたものである。納税義務者となる排出事業者又は中間処理事業者にあつては、産業廃棄物税の税負担を最終処分コストの削減により吸収しようとするインセンティブが働くことから、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等への一層の取組みが期待できるとともに、県内最終処分場のひっ迫状況の緩和につながることで、本税賦課の効果として想定されている。また、目的税としての位置付けより、産業廃棄物の排出抑制や再生利用、減量といった施策推進のための新たな財源の確保も本税制度導入の効果として予定されているところである。

こうした本税制度導入の目的及び効果を踏まえつつ、奈良県における産業廃棄物に係る足元の状況をみると、まず、その排出量については概ね減少傾向にある。

他方、増加が望ましい再生利用量についても足元で減少しているが<sup>2</sup>、産業廃棄物税の導入県と未導入県で再生利用量・減量化量の変化率を比較すると、導入県に優位性がみられる。

県内最終処分量については、平成 24 年度までは減少したものの、近年は増加傾向となつ

<sup>1</sup> 環境資源の消費、利用に対して課税し、環境利用に追加の負担を課すことで環境資源の浪費を防止する意図を有するもの。

<sup>2</sup> 平成 27 年度の再生利用量は、これまで大量の汚泥を排出し再生利用していた特定の大規模排出事業者が汚泥を排出しなかったとの事情による影響を受けている。

ている。これは、県外で発生し県内で最終処分された産業廃棄物が増加した影響を受けたものである<sup>34</sup>。

これらの状況を踏まえた産業廃棄物税の評価にあたっては、そもそも、産業廃棄物の排出抑制や再生利用、減量の推進といった政策目的については、本税賦課の有無のみで達成の成否が決まるものではなく、もとより、関連する諸規制や輸送費等を踏まえた処分総コスト、県外を含めた経済産業動向、個別の取引事情等の影響も多分に受けることを認識する必要がある。例えば、産業廃棄物税未導入県から奈良県への搬入が増加しているが、その一事をもって本税の効果が無いと直ちに判断することは適切ではなく、そのような状況をもたらしている要因等の調査分析や他の規制手段を含めた適切な政策対応を検討していくことが求められる。なお、地方税法においては、法定外目的税が地方団体間における物の流通に重大な障害を与える場合、総務大臣はその導入に同意しない旨が規定されていることを踏まえれば、産業廃棄物税を県外からの産業廃棄物の搬入抑制対策に焦点をあてて設計することについては慎重に検討する必要がある。

このように、産業廃棄物の排出抑制等の現況については多面的に捉える必要があるが、産業廃棄物税の導入以降、実際に排出量は減少傾向にあり、再生利用量・減量化量の変化率についても未導入県に対して優位性が推定されることなどを踏まえれば、産業廃棄物税の賦課によって一定の政策効果が実現していることが推断される。産業廃棄物税の課税により、産業廃棄物の排出事業者のみならず、幅広く県民等に対し、環境への意識高揚が期待できることも踏まえ、今後とも産業廃棄物の一層の排出抑制と再生利用等の推進を図るため、引き続き産業廃棄物税を継続することが適当である。あわせて、産業廃棄物の排出、搬出入や再生利用等の状況を十分に分析し、最適な政策対応について不断に検討を進めることが望まれる。

#### <産業廃棄物税の使途事業について>

奈良県では産業廃棄物税の導入以来、県内において、条例の規定に基づき、①排出抑制・減量化推進、②再生利用推進、③適正処理推進の3本の柱で使途事業を実施している<sup>5</sup>。

当調査会の前回の答申に沿って、平成26年度から県直轄の研究開発や植栽等の一般的な啓発事業などが使途事業から除外されたところ、前回答申から現在に至るまで、概ね税収

<sup>3</sup> 特定の県外中間処理業者から特定の県内最終処分場への搬入増による影響を受けている。

<sup>4</sup> なお、排出量と最終処分量の変化率については、産業廃棄物税の導入県と未導入県の比較においていずれかの優位性は必ずしも明確ではない。

<sup>5</sup> 具体的な事業として、①排出抑制・減量化の推進：i) 排出事業者の研究開発、設備導入への支援、ii) 技術相談、技術支援、iii) 排出量の多い事業者への立入指導、②再生利用の推進：i) リサイクル認定製品の普及、ii) 耕畜連携による家畜ふん尿のたい肥化の促進、iii) 建築リサイクル法に係る研修会の実施、③適正処理の推進（監視体制の強化）：i) パトロール等の実施、ii) 市町村に対する支援、iii) 不法投棄撲滅に向けた啓発の推進。

総額に見合った規模の事業執行がなされている。この間、再生利用量は減少したものの、県内事業所から発生した産業廃棄物の排出量及び最終処分量は減少しており、不法投棄認知件数も低い水準で推移している。こうしたことから、使途事業の実施により一定の政策効果が発現していると考えられ、引き続き、現行の使途事業を継続することが適当である。

なお、目的税は、課税目的の明確化を通じて納税者等の理解を得やすい点に特色があるところ、産業廃棄物税の税収を活用した使途事業実施に伴う政策効果についても、定期的に、分かりやすく、納税者や県民に説明していくべきである。

#### <産業廃棄物税の税率について>

産業廃棄物税の税率は、制度創設以来、1トンにつき 1,000 円に設定されている。本税はその税収が産業廃棄物の排出抑制等のために充当される法定外目的税であることから、その税率についても、使途事業の実施に支障が生じない水準とすることが適切である。

本税の税収については、近年1億4千万円前後で安定的に推移しているところ、仮に、今後、現行の税率を維持しつつ現行の使途事業を継続した場合、現在3億円程度の基金残高が5年後には1億円程度となることが見込まれる。この基金残高の水準は、平成30年度使途事業費予算からこれまでの税収最小額を差し引いた差分相当となる1億円程度とほぼ同程度であり、税収が仮に年度途中で急減した場合でもこの水準の基金残高があれば年度を通じて安定的に使途事業を遂行することが可能と考えられる。このため、1トンにつき1,000円の現行税率の継続が適当である。

#### <産業廃棄物税の見直し規定について>

上記のとおり、今後、現行の税率を維持しつつ現行の使途事業を継続した場合、5年後には基金残高が1億円程度まで減少することが見込まれる。これまで5年ごとに見直しの検討が行われていることも踏まえ、産業廃棄物税の税収と使途事業に要する費用とのバランス等を検証するため、5年後を目途として、産業廃棄物税制度の施行状況や社会経済情勢の推移等を勘案し、必要に応じて検討を行い、その上で必要な措置を講ずることが適当である。

その際、見直し措置の具体的な検討に先立って、産業廃棄物税制度の施行状況の把握や社会経済情勢の分析、また、特に緊要性が認められる場合には必要な措置を講じることを含め、検討に必要な時間を十分に確保するため、予め余裕をもって準備を進めるべきである。